

有料道路における障害者割引制度の見直しについて

別紙

対象となる自動車の要件（１人１台）の緩和

＜制度概要＞

障害者の自立と社会活動への参加を支援するため、通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の50%の割引を適用

現行

【対象となる障害者】

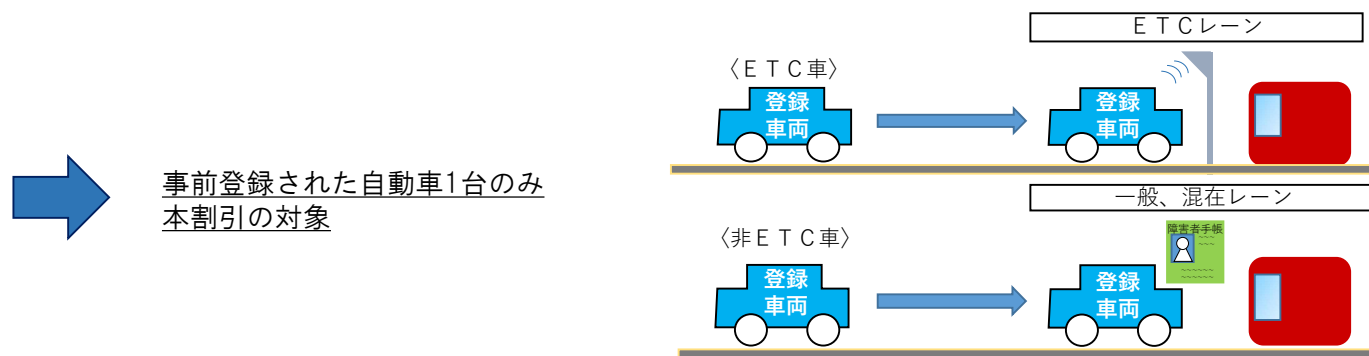
- 障害者ご本人が運転される場合
・身体障害者手帳の交付を受けている方
- 障害者ご本人以外の方（以下「要介護者」といいます）が運転され、障害者ご本人が乗車される場合
・身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」といいます）の交付を受けている方のうち、重度の障害（注）をお持ちの方
（注）重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第１種と同じ

【対象となる自動車】

- 事前登録された自動車（障害者１人につき１台）
※ただし、業務利用等自動車は本割引の対象外です。

【利用方法】

- 身体障害者又は重度の身体障害者若しくは知的障害者による割引登録申請（以下「割引登録申請」といいます）のうえで、
 - ・ＥＴＣ車の場合は、登録したＥＴＣカードをＥＴＣ車載器に挿入し、ＥＴＣレーンを無線走行（ノンストップ走行）
 - ・手帳の提示は不要。ただし、携行は必要
 - ・非ＥＴＣ車の場合は、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーンで手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行



＜今回の改正点＞

事前登録されていない自動車でも以下の自動車対象となります。（※他の割引要件は変更ありません）

追加の内容

【新たに対象となる自動車】

- 事前登録されていない自動車
（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）
※ただし、業務利用等自動車は引き続き本割引の対象外です。
※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。
※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。

【事前登録されていない自動車での利用方法】

- 割引登録申請のうえで、ＥＴＣ車、非ＥＴＣ車のいずれも、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン（ＥＴＣ車でＥＴＣ専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で手帳を提示して走行
（事前登録されていない自動車は、ＥＴＣ無線通行（ノンストップ走行）では、本割引の適用を受けることはできません。）
- 料金所では、料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行
- 料金所係員が自ら運転（又は要介護者の場合は同乗）していることや、割引対象となる自動車であることなどを確認のうえ本割引を適用
※事前登録されている自動車は、現行のご利用方法で引き続きご利用できます。

